

児童手当 制度改正 手続き要否確認フロー

日之影町から児童手当（特例給付）を受給していますか

はい

いいえ

高校生年代のお子様がいますか

2人以上でお子様を養育している場合、
所得の高い方の職業は公務員ですか

はい

いいえ

高校生年代のお子様は算定児童として登録されていますか

勤務先にお問い合わせください

所得の高い方の住民登録は日之影町ですか

はい

いいえ

いいえ

児童の兄弟等（H14.4.2～H18.4.1生）がいて、その人を含めて3人以上のお子様がいますか

所得の高い方の住民登録地でお問い合わせください

いいえ

はい

手続き不要

児童の兄弟等（H14.4.2～H18.4.1生）がいて、その人を含めて3人以上のお子様がいますか

児童の兄弟等（H14.4.2～H18.4.1生）がいて、その人を含めて3人以上のお子様がいますか

いいえ

はい

はい

はい

いいえ

①「額改定請求書」を提出してください

②「額改定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください

③「額改定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください

④「認定請求書」を提出してください

※児童が日之影町外に居住しており、別居している場合でも、監護・養育している場合は、児童手当を受給することができます。「別居監護に関する申立書」が必要ですので、お申し出ください。

お問い合わせ先 日之影町役場 町民福祉課 ☎87-3802